

# ベビーカーレンタルサービス利用規約

犬山駅観光案内所及び犬山城前観光案内所（以下、「観光案内所」といいます。）が提供するベビーカーレンタルサービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用については、このベビーカーレンタルサービス利用規約（以下、「本規約」といいます。）の定めるところによります。

また以下、本サービスを利用するお客様を「ご利用者」といいます。

## 第1条（本規約の性質）

1. ご利用者は、本サービスの利用にあたり、本規約を遵守するものとします。
2. ご利用者が本規約に記載の利用方法及び禁止事項等に違反した場合は、観光案内所は責任を負いかねます。
3. ご利用者が未成年である場合は、ご利用者の親権者等の法定代理人の同意を得たうえで本サービスを利用するものとします。

## 第2条（遵守事項）

1. ご利用者は、ベビーカーの使用前に、ベビーカーが正常に使用できる状態にあることを確認したうえで本サービスを利用するものとします。
2. ご利用者は、ベビーカーに損傷などを発見した際は、観光案内所に連絡し、当該ベビーカーの利用について観光案内所の指示に従うものとします。
3. 第1項の確認の後、ご利用者からベビーカーの損傷等を発見した旨の申告がなかった場合は、貸出時に損傷などがあったと認められないことがあります。
4. ご利用者は、本サービス利用中にベビーカーが故障した場合、その他不測の事態によりベビーカーを使用できなくなった場合は、観光案内所まで連絡するものとします。
5. ご利用者は、ベビーカーを汚損・故障させ、又は紛失する等した場合、ベビーカーの修理、購入費用実費相当額を負担するものとします。
6. ご利用者が本サービス利用中にベビーカーで事故にあった場合、ご利用者は、法令で定められた必要措置をとり、その責任において事故の解決にあたるものとし、事故発生の状況等を速やかに観光案内所まで連絡するものとします。
7. 前項の場合において、ご利用者自らが締結した示談等については、ご利用者以外の観光案内所の管理者その他の者は一切の責任を負わないものとします。

## 第3条（利用条件）

1. 本サービスにおけるベビーカーの貸出手続き、利用、返却手続きは、ご利用者が観光案内所において行うものとします。
2. 本サービスにおいて提供するベビーカーの貸出場所は犬山駅観光案内所、犬山城前観光案内所の2箇所となります。
3. ご利用者が行う本サービスにおけるベビーカーの貸出、返却の手続きは観光案内所の営業時間内に限り行うことができます。
4. ベビーカーの返却場所は借りた観光案内所となります。
5. 本サービスは、ご利用者に対し、ベビーカーの所有権、賃借権等の権利を付与するものではありません。

## 第4条（利用方法）

1. 本サービス利用の流れ
  - ご利用者の利用の申込は、観光案内所窓口における申込によって行うものとします。
  - ご利用者が利用を申し込むには、貸出開始時間、貸出終了時間を申し出ることとします。
  - ご利用者が申込できる利用数は、1台限りまでとします。
  - ベビーカーの貸出期間は、ご利用当日の9時～16時30分とします。

### 第5条（利用できない場合）

ご利用者は、他の利用者の返却遅延その他の事情により本サービスを利用できない場合、又は観光案内所の管理者の判断により本サービスを利用できない場合があることを予め了承するものとします。

### 第6条（賠償責任）

1. 次の各号に該当するときは、観光案内所の管理者は、その賠償責任を負わないものとします。
  - 第5条に定める本サービスを利用できない場合において、ご利用者が損害を受け、又は費用を負担したとき
  - ご自身のベビーカーの誤使用によってご利用者が損害を受けたとき
  - 天災、事変その他不可抗力により、損害を受けたとき
  - その他観光案内所の管理者の責めに帰さない事由によりご利用者が損害を受けたとき
2. ご利用者は、ベビーカーの使用に関し、観光案内所の管理者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

### 第7条（本サービスの変更）

本施設は、本サービスの内容等を、随時変更できるものとします。

### 第8条（禁止事項）

ご利用者は、本サービスの利用において、以下各号に規定する行為を行ってはなりません。

- 申込みをしたご利用者以外の者が当該申込みにかかるベビーカーの貸出手続き、利用、返却手続きを行うこと。
- 申込みをした貸出終了時間を超えて本サービスを利用すること。
- 貸出ベビーカーを放置する等、観光案内所や他の利用者の迷惑となる行為をすること。
- 貸出ベビーカーを改造するなどの行為
- 本サービスを用い、商品の販売、物品の修理その他金員の授受を伴う取引を行うこと並びに勧誘等の営業活動、宗教活動又は政治活動を行うこと。
- 法令等に違反する行為を行うこと。
- 公序良俗に反する行為、その他本施設が不適切と判断する行為を行うこと。

### 第9条（権利義務の譲渡等の禁止）

ご利用者は、本サービスの利用に関する権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の用に供することはできません。

### 第10条（個人情報の取扱い）

1. ご利用者は、第2項に示すご利用者の情報を、第3項に定める利用目的のため、観光案内所が必要な保護措置を講じた上で収集、利用することに同意します。
2. 観光案内所は、第3項に定める利用目的のため、以下に記載するご利用者の個人情報を利用することができるものとします。
  - ご利用者が観光案内所の指定する所定の申込み時に届けた事項及び利用後に届けた事項
  - ご利用者と観光案内所の契約に関する事項
  - ご利用者の電話等での問合せ等により観光案内所が知り得た情報（通話内容を含む）
  - ご利用者による本サービスの利用状況に関する情報
  - 官報や電話帳等一般に公開されている情報
3. 観光案内所の個人情報の利用目的
  - 本サービスの提供を行うため。
  - 本サービスの利用状況に基づくサービス改善を行うため。
  - ご利用者への取引上必要な連絡及び取引内容の確認を行うため。
  - 本サービスを運営する目的において、法令の手續に従って第三者への提供を行うため。

- その他上記各号に関連する目的、又はこれらに準ずる目的のため。

#### 個人情報の第三者への提供

- 観光案内所は、第2項に示すご利用者の個人情報を、第3項に定める目的の達成に必要な限度で利用いたします。
  - 以下の場合、ご利用者の事前承諾なしに、第三者に個人情報を提供する場合があることを、ご利用者は承諾するものとします。
    - 法令に基づく場合
    - 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の承諾を得ることが困難である場合
    - 公衆衛生の向上、又は児童の健全な育成のために特に必要がある場合であって、本人の承諾を得ることが困難である場合
    - 国の機関、地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の承諾を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼす虞のある場合
4. 個人情報の取扱いに関する不同意
- 観光案内所は、ご利用者が本サービスの利用に必要な事項の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承諾できない場合は、当該ご利用者による本サービスの利用をお断りすることがあります。

#### 第11条（反社会的勢力の排除）

- ご利用者は、観光案内所に対し、次の各号の事項を表明し保証します。
  - 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当せず、将来にわたっても該当しないこと。
  - 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、利用契約を締結するものでないこと。
- 前項のほか、ご利用者は、直接・間接を問わず次の各号に定める行為を行わないこと及び今後も行う予定がないことを表明し、保証します。
  - 本サービスを反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供する行為。
  - 自ら又は第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞又は法的な責任を超えた不当な要求等の行為。
  - 偽計又は威力を用いて観光案内所の業務を妨害し、又は観光案内所の信用を毀損する行為。
  - 反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本・資金の導入及び関係を構築する行為。
  - 反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為。
  - 反社会的勢力が会員の事業に関与する行為。

#### 第12条（準拠法）

本サービスについては準拠法を日本法とします。

#### 第13条（裁判管轄）

本サービスに関する紛争等については、名古屋地方裁判所又は犬山簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第14条（協議）

本規約の内容に疑義を生じた事項及び本規約に定めのない事項については、観光協会及びご利用者は、民法その他の法令及び取引の慣行に従い、信義と誠実をもって協議し、その円満解決にあたるものとします。

#### 附則

この規約は、2023年3月13日を発効日とします。